

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：中勝建設株式会社

業者の住所：高知県南国市篠原 2 0 3 - 1 - 2 階

2 指名停止措置期間：令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 1 9 日まで（6 週間）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

中勝建設株式会社は、民間発注の工事において、土木一式工事に係る建設業の許可を受けていないにも関わらず、請負金額が建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める金額以上となる建設工事を施工したことが、同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、高知県知事から監督処分（営業停止 3 日間）を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内